

草加都市計画地区計画の変更（三郷市決定）

草加都市計画地区計画（三郷インター南地区）を次のように変更する。

決 定 告 示 年 月 日
平成 3 0 年 4 月 1 日

名 称	三郷インター南地区 地区計画	
位 置	三郷市インター南一丁目及び二丁目の全部並びに花和田及び谷口の各一部	
面 積	約 5 2 . 8 h a	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、三郷ジャンクション南側に隣接しており、首都高速足立三郷線・常磐自動車道・東京外環自動車道などの高規格幹線道路のアクセス性を活かし、流通系を中心とした土地利用を目指している。 そこで基盤整備を活かし目標とする土地利用を実現し、必要な規制・誘導により環境に配慮した市街地形成を図ることを目標とする。	
区域の整備、 開発及び保全 に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	土地利用の方針は、広域交通の結節点という利便性を活かした新たな流通拠点として適正な土地利用の誘導を図る。 流通業務地区その1 大規模な流通系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。 流通業務地区その2 流通系や工業系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。 流通業務地区その3 流通系や軽工業系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。 流通業務地区その4 流通系施設や関連する自動車用品販売店、自動車修理工場、ガソリンスタンド等を誘導し、また、地区の就業者の利便に供する店舗、飲食店等を誘導する。 流通業務地区その5 流通系や工業系施設の立地を誘導し、これらの良好な操業環境の保全を図る。また、緩衝緑地帯を整備し、周辺の住環境に配慮する。
	地区施設の 整備の方針	本地区における地区施設の整備の方針については、開発により整備される公共施設について機能が損なわれないよう、維持・保全を図る。 また、周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の整備を行い、その所有者または管理者が適切に維持管理するものとする。
	建築物等の 整備の方針	建築物等の整備の方針については、想定している土地利用を実現し、快適で魅力ある良好な市街地の形成及び維持・保全を図るため、以下の建築物等の規制誘導を行う。 1．建築物の用途の制限 2．建築物の敷地面積の最低限度 3．壁面の位置の制限 4．建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 5．垣又はさくの構造の制限
	その他当該地区の 整備、開発及び 保全に関する方針	潤いのあるまち並みが形成されるように、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の制限を定める。

地区整備計画（地区施設の配置及び規模）

	名 称	幅 員	延 長
道 路	区画街路 20－1 号線	20 m	約 743 m
	区画街路 20－2 号線	20 m	約 504 m
	区画街路 16－1 号線	16 m	約 729 m
	区画街路 14－1 号線	14 m	約 234 m
	区画街路 12－1 号線	12 m	約 352 m
	区画街路 9－1 号線	9 m	約 213 m
	区画街路 8－1 号線	8 m	約 249 m
	区画街路 8－3 号線	8 m	約 273 m
	区画街路 8－4 号線	8 m	約 425 m
	区画街路 8－5 号線	8 m	約 125 m
	区画街路 8－6 号線	8 m	約 427 m
	区画街路 8－7 号線	8 m	約 92 m
	区画街路 8－8 号線	8 m	約 233 m
	区画街路 8－9 号線	8 m	約 149 m
	区画街路 8－10 号線	8 m	約 278 m
	区画街路 6－1 号線	6 m	約 18 m
	区画街路 6－2 号線	6 m	約 16 m
	区画街路 6－3 号線	6 m	約 17 m
	区画街路 5－1 号線	5 m	約 12 m
	区画街路 4－1 号線	4 m	約 746 m
	区画街路 4－2 号線	4 m	約 11 m
	歩専－1 号線	4 m	約 16 m
	歩専－2 号線	4 m	約 58 m
	歩専－3 号線	4 m	約 90 m
	区画道路南 12-1 号線	12.5m	約 367 m
	区画道路南 8-1 号線	8 m	約 280 m
	区画道路南 8-2 号線	8 m	約 36 m
	区画道路南 6－1 号線	6 m	約 32 m
	緑道 1 号	10 m	約 171 m
緑 地	緩衝緑地帯 1 号	5 m	約 171 m
公 園	1 号公園	14,268 m ²	
	2 号公園	2,363 m ²	
調 整 池	1 号調整池	22,173 m ²	
	2 号調整池	6,000 m ²	

地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	流通業務地区その1 (工業地域 200/60)
			地区の面積	約16.4ha
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ② 図書館その他これに類するもの ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥ 公衆浴場 ⑦ 診療所 ⑧ 店舗、飲食店、展示場又は遊技場 ⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの ⑩ 自動車教習所 ⑪ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑫ カラオケボックスその他これに類するもの ⑬ 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げるもの ⑭ 畜舎 ⑮ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの(結婚式場を除く)	
		建築物の敷地面積の最低限度	10,000㎡ ただし、公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なものはこの限りでない。	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は5.0m以上及び隣地境界線までの距離は3.0m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	

		垣又はさくの構造の制限 道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りでない。 1 生垣、竹垣（基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを 0.6 m 以下とする） 2 宅地の地盤面からの高さが 0.6m 以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3 1 又は 2 以外の構造の場合で、道路側に幅 1.0m 以上の植栽帯を設置したもの 4 法令及び条例に特別の定めのあるものはその例による
	備 考	

地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	流通業務地区その2 (工業地域 200/60)
			地区の面積	約3.1ha
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿 ② 図書館その他これに類するもの ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥ 公衆浴場 ⑦ 診療所 ⑧ 店舗、飲食店、展示場又は遊技場 ⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの ⑫ 自動車教習所 ⑬ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑭ カラオケボックスその他これに類するもの ⑮ 畜舎 ⑯ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの（結婚式場を除く）	
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 土地地区画整理事業での換地面積が上記に満たないもの（換地面積を最低限度とする） 2 公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なもの	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3.0m以上及び隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	

		垣又はさくの構造の制限 道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りでない。 1 生垣、竹垣（基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを 0.6 m 以下とする） 2 宅地の地盤面からの高さが 0.6 m 以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3 1 又は 2 以外の構造の場合で、道路側に幅 1.0 m 以上の植栽帯を設置したもの 4 法令及び条例に特別の定めのあるものはその例による
	備 考	

地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	流通業務地区その3 (工業地域 200/60)
			地区の面積	約 27.6ha
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿 ② 図書館その他これに類するもの ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥ 公衆浴場 ⑦ 診療所 ⑧ 店舗、飲食店、展示場又は遊技場 ⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの ⑩ 自動車教習所 ⑪ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑫ カラオケボックスその他これに類するもの ⑬ 建築基準法別表第二（る）項第一号又は第二号に掲げるもの ⑭ 畜舎 ⑮ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの（結婚式場を除く） ただし、土地区画整理事業による換地先において不適合となる存置建築物・移転建築物においては適用しない。	
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 土地区画整理事業での換地面積が上記に満たないもの（換地面積を最低限度とする） 2 公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なもの	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3.0m以上及び隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの なお、施行日以前に建築された建築物及び事業上の移転建築物にかかる敷地については、上記の距離を確保するよう努めるものとする。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。	

		垣又はさくの構造の制限 道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りでない。 1 生垣、竹垣（基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを 0.6 m 以下とする） 2 宅地の地盤面からの高さが 0.6 m 以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3 1 又は 2 以外の構造の場合で、道路側に幅 1.0 m 以上の植栽帯を設置したもの 4 法令及び条例に特別の定めのあるものはその例による
	備 考	

地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	流通業務地区その4 (工業地域 200/60)
			地区の面積	約2.8ha
		建築物の用途の制限		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		壁面の位置の制限		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		

次に掲げる建築物は建築してはならない。
① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿
② 図書館その他これに類するもの
③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
⑥ 公衆浴場
⑦ 自動車教習所
⑧ 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類するものの用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡又は敷地面積の50%を超えるもの
⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
⑩ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
⑪ カラオケボックスその他これに類するもの
⑫ 建築基準法別表第二(る)項第一号又は第二号に掲げるもの
⑬ 畜舎
⑭ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの(結婚式場を除く)

500㎡
ただし、公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なものはこの限りでない。

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3.0m以上及び隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。
ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの
2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの
4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの
5 法令及び条例に特別の定めのあるもの

建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。
また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿
- ② 図書館その他これに類するもの
- ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- ⑥ 公衆浴場
- ⑦ 自動車教習所
- ⑧ 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類するものの用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡又は敷地面積の50%を超えるもの
- ⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
- ⑩ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ⑪ カラオケボックスその他これに類するもの
- ⑫ 建築基準法別表第二(る)項第一号又は第二号に掲げるもの
- ⑬ 畜舎
- ⑭ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの(結婚式場を除く)

500㎡

ただし、公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なものはこの限りでない。

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3.0m以上及び隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの
- 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
- 3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの
- 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの
- 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの

建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。

また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。

		垣又はさくの構造の制限 道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りでない。 1 生垣、竹垣（基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを 0.6 m 以下とする） 2 宅地の地盤面からの高さが 0.6m 以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3 1 又は 2 以外の構造の場合で、道路側に幅 1.0m 以上の植栽帯を設置したもの 4 法令及び条例に特別の定めのあるものはその例による
	備 考	

地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	流通業務地区その5 (工業地域 200/60)
			地区の面積	約2.9ha
		建築物の用途の制限		
		建築物の敷地面積の最低限度		
		壁面の位置の制限		
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		

次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ② 図書館その他これに類するもの ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ⑥ 公衆浴場 ⑦ 診療所 ⑧ 店舗、飲食店、展示場又は遊技場 ⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの ⑩ 自動車教習所 ⑪ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑫ カラオケボックスその他これに類するもの ⑬ 畜舎 ⑭ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの（結婚式場を除く）
500㎡ ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 土地区画整理事業での換地面積が上記に満たないもの（換地面積を最低限度とする） 2 公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なもの
建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3.0m以上及び隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。 ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの
建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。 また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- ① 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿
- ② 図書館その他これに類するもの
- ③ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ④ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑤ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- ⑥ 公衆浴場
- ⑦ 診療所
- ⑧ 店舗、飲食店、展示場又は遊技場
- ⑨ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
- ⑩ 自動車教習所
- ⑪ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ⑫ カラオケボックスその他これに類するもの
- ⑬ 畜舎
- ⑭ 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの（結婚式場を除く）

500㎡

ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

- 1 土地地区画整理事業での換地面積が上記に満たないもの（換地面積を最低限度とする）
- 2 公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共又は公益上必要なもの

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は3.0m以上及び隣地境界線までの距離は0.75m以上とする。

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの
- 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの
- 3 自動車車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20㎡以内であるもの
- 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの
- 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの

建築物の屋根及び外壁の色彩は、周囲の景観と調和したもので、良好な景観の形成に配慮したものとする。

また、屋外広告物を設置する場合は、突き出し広告物を避け、美観風致や歩行者の安全性の確保を図るものとする。

	垣又はさくの構造の制限		道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りでない。 1 生垣、竹垣（基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを 0.6 m以下とする） 2 宅地の地盤面からの高さが 0.6m以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3 1又は2以外の構造の場合で、道路側に幅 1.0m以上の植栽帯を設置したもの 4 法令及び条例に特別の定めのあるものはその例による
	土地利用に関する事項	緩衝緑地帯の保全を図るための制限	緩衝緑地帯には緑化を施し、その保全に努めるものとする。
備 考			

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理 由

流通工業系施設の良い労働環境を形成するため保育施設の立地制限を解除する。
また、建築基準法の改正に伴う文言の修正を行う。